

原油・原材料高騰等の影響を受けて お困りの中小企業者の方へ

県では、県制度融資による金融支援を行っております



中小企業者向け県制度融資

(R6. 4. 1)

原油・原材料高騰等緊急対策資金

融資対象者	<p>県内に事業所を有する中小企業者又は中小企業団体で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 原油・原材料価格の上昇等の影響により、最近1か月の売上高が前年同月（原油・原材料価格の上昇等による影響を受ける前の同月でも可。）に比較して3%以上減少しており、かつ、その後の2か月を含む3か月間の売上高が3%以上減少する見込みであるもの</p> <p>(2) 原油・原材料価格の上昇等の影響により、最近1か月の売上総利益率又は営業利益率が前年同月（原油・原材料価格の上昇等による影響を受ける前の同月でも可。）に比較して3%以上減少しており、かつ、その後の2か月を含む3か月間の売上総利益率又は営業利益率が3%以上減少する見込みであるもの</p> <p>(3) 原油・原材料価格の上昇等の影響により、信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定を受けたもの</p>	
資金使途	<p>運転・設備・借換資金</p>	
融資限度額	<p>1億円</p>	
融資期間	<p>1年超10年以内（うち据置2年以内）</p>	
融資利率	<p>1.2%以内(保証付き責任共有制度対象外) 1.4%以内(保証付き責任共有制度対象)</p>	
信用保証	<p>保証協会の保証を付するものとする。</p>	
必要書類	共通	<p>県税事務所長発行の納税証明書</p> <p>許認可等の写し（許可業種の場合）</p>
	融資対象(1)	<p>営業状況調書（別記様式10-3）</p>
	融資対象(2)	<p>営業状況調書（別記様式10-4）</p>
	融資対象(3)	<p>市町村長の認定書</p>
申込方法	<p>取扱金融機関へお申込ください。</p>	

お問合せ

- ・ 銀行、信用金庫、信用組合、又は商工中金の県内営業店
- ・ 栃木県産業労働観光部経営支援課金融担当 028-623-3181